

平成 23 年度
財政健全化審査
公営企業経営健全化審査
意見書

湯 沢 市 監 査 委 員

湯 監 第 24-1 号

平成 24 年 8 月 27 日

湯沢市長 齊 藤 光 喜 様

湯沢市監査委員 高 橋 喜 晃

湯沢市監査委員 会 田 一 男

財政健全化審査意見並びに経営健全化審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年度の健全化判断比率、公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、結果について意見を提出する。

平成 23 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 24 年 7 月 24 日から平成 24 年 8 月 6 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成 23 年度	早期健全化基準	平成 22 年度
① 実質赤字比率	0.00 %	12.64 %	0.00 %
② 連結実質赤字比率	0.00 %	17.64 %	0.00 %
③ 実質公債費比率	15.4 %	25.0 %	16.4 %
④ 将来負担比率	118.9 %	350.0 %	125.5 %

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成 23 年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため 0.00%となっており、早期健全化基準の 12.64%を下回っている。

②連結実質赤字比率について

平成 23 年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であるため 0.00%となっており、早期健全化基準 17.64%を下回っている。

③実質公債費比率について

平成 23 年度の実質公債費比率は 15.4%となっており、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

平成 23 年度の将来負担比率は 118.9%となっており、平成 22 年度の 125.5%に比べ 6.6 ポイント低下し、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

現時点では、特に指摘すべき事項はないが、今後の数値の増加に留意する必要がある。

湯 監 第 24-2 号

平成 24 年 8 月 27 日

湯沢市長 齊 藤 光 喜 様

湯沢市監査委員 高 橋 喜 晃

湯沢市監査委員 会 田 一 男

経営健全化審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年度の公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、結果について意見を提出する。

平成 23 年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 24 年 7 月 24 日から平成 24 年 8 月 6 日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率

区 分	平成 23 年度	早期健全化基準	平成 22 年度
① 湯 沢 市 水 道 事 業 会 計	0.0 %	20.0 %	0.0 %
② 湯 沢 市 簡 易 水 道 特 別 会 計	0.0 %	20.0 %	0.0 %
③ 湯 沢 市 下 水 道 特 別 会 計	0.0 %	20.0 %	0.0 %

(2) 個別意見

① 水道事業会計について

平成 23 年度の資金不足比率は、資金が不足していないため 0.0%となっており、早期健全化基準の 20.0%を下回っている。

② 簡易水道特別会計について

平成 23 年度の資金不足比率は、資金が不足していないため 0.0%となっており、早期健全化基準の 20.0%を下回っている。

③ 下水道特別会計について

平成 23 年度の資金不足比率は、資金が不足していないため 0.0%となっており、早期健全化基準の 20.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は、ない。